

DXの推進、情報発信、行政への要望

1 DXの推進

(1) デジタル技術の活用

行政運営にあたっては、デジタル技術を活用し、業務の効率化・改善、利便性の向上を図り、課題解決に向けた取組を進めることが重要である。

現在、本市のデジタル技術の活用については、産業廃棄物情報管理システムによる許可情報等の管理、各種報告のデジタル化等を行っている。

●産業廃棄物情報管理システムの運用

処理業者許可情報のほか、立入・指導情報、苦情対応情報を写真データも含めシステムにより管理している。

●各種報告のデジタル化

マニフェスト交付状況報告については、電子データ、紙媒体報告の様式等を市ホームページで提供し、8割が電子データ・電子マニフェストによる報告、2割が紙媒体での報告となっている。

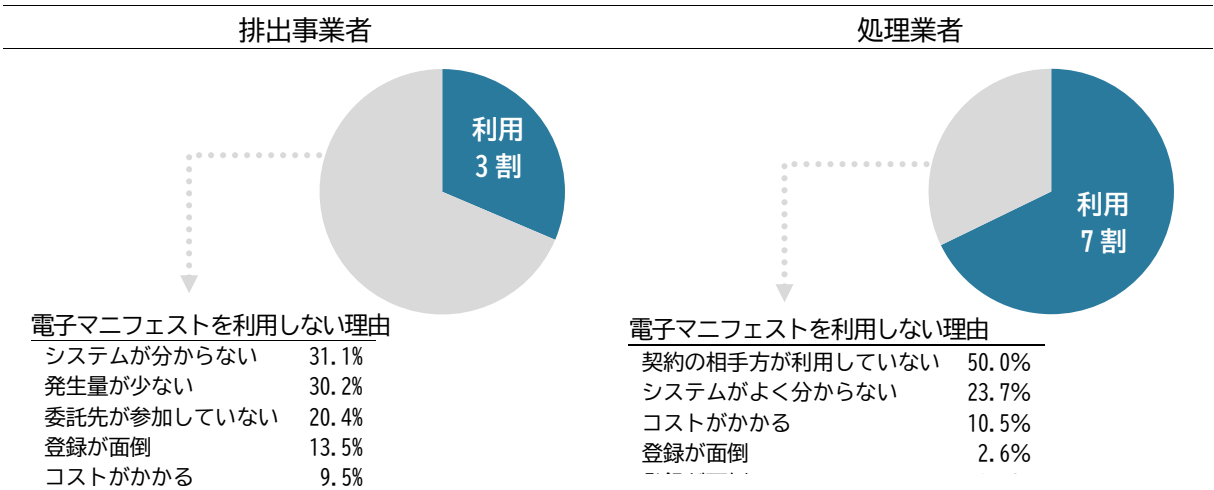
多量排出事業者報告、処理実績報告については、電子データで提出を受けている。

なお、事業所等から提出されたデータは、報告別に統合して管理している。

(2) 電子マニフェストの利用 ※排出事業者、処理業者への意識調査の速報より

排出事業者による電子マニフェストの利用については、利用しているとの回答は3割であり、利用していない理由については「システムが分からない」「発生量が少ない」が多かった。

処理業者については、利用しているとの回答は7割であり、利用していない理由については「契約の相手方が利用していない」が最も多かった。



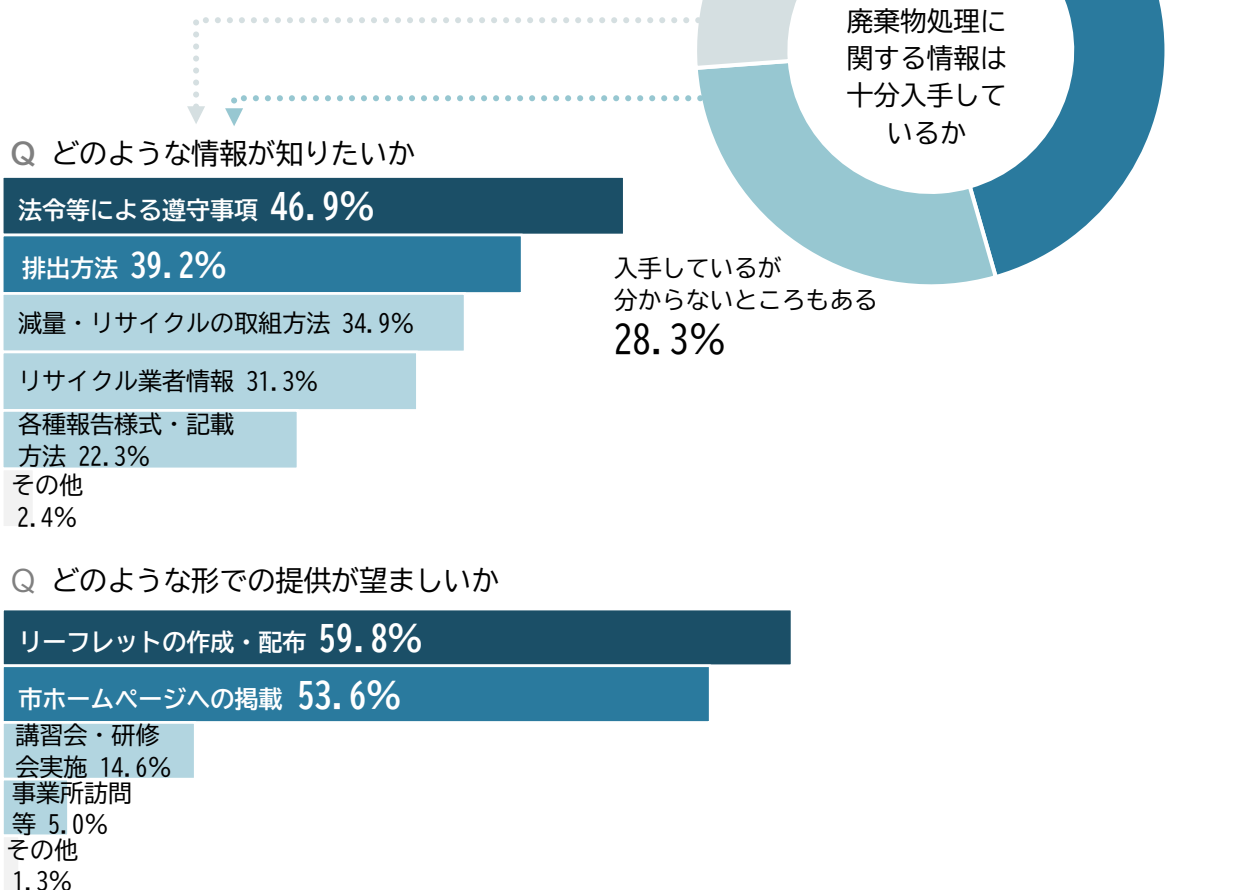
排出事業者にとって、電子マニフェストは、書類の保管や行政へのマニフェスト交付状況報告が不要となるなどのメリットがある一方、基本料・利用料が発生しコスト高となる、排出事業者、収集運搬業者、処理業者の全てが電子マニフェストに加入している必要があるなどのデメリットがあり、発生量が少ない事業者にとっては、紙マニフェストの方が簡便・安価に利用できる面もある。

2 情報発信

(1) 排出事業者における情報の入手状況 ※排出事業者への意識調査の速報より

廃棄物処理に関する情報の入手状況を尋ねたところ、半数が「入手できていない」又は「良く分からないところがある」との回答であった。

これらの事業者に対し、知りたい情報と望ましい提供方法を尋ねたところ、知りたい情報は法令等による遵守事項が最も多く、望ましい提供方法は、リーフレットの作成・配布、市ホームページへの掲載が多かった。



(2) 情報発信等の状況

本市の情報発信については、市ホームページへの掲載により行っており、マニフェスト交付状況報告については市の広報紙（ひろしま「市民と市政」）に記事を掲載している。

建築業者に対しては、立入の際、リーフレット「建設廃棄物の適正処理ガイド」の配布を行っている。

3 排出事業者からの要望 ※排出事業者への意識調査の速報より

排出事業者は、産業廃棄物と一般廃棄物の両方を排出しているが、現在の本市の組織では、事業系廃棄物のうち、産業廃棄物と一般廃棄物で所管する組織が別になっており、それぞれ別個に対応している。このため、本市への要望については、「産業廃棄物・一般廃棄物の両方をあわせた説明・情報提供をしてほしい」が最も多くなっている。なお、前々回、前回の意識調査においても、この産業廃棄物と一般廃棄物の一体的な対応への要望が最も多い。

その他、「報告内容を簡素化してほしい」、「ホームページが分かりにくいので改善してほしい」等の要望がある。

Q 行政の施策についてどのようなことを改善してほしいか

